

第 2 3 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 8 年 4 月 2 7 日（水）午後 2 時 0 0 分より

於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 2 3 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 8 年 4 月 2 7 日（水） 1 4 時 0 0 分
2. 閉会時間 平成 2 8 年 4 月 2 7 日（水） 1 4 時 2 1 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 2 8 名
5. 欠席委員者の数 3 名
6. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 非農地証明願について
 - 第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
7. 報告事項
 - 報告第 1 号 合意解約通知書について
 - 報告第 2 号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第 3 号 農地改良届について

午後 2 時 0 0 分開始

議長

それでは、只今より、第 2 3 回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・番・・・・・委員、・・番・・・・・委員、・・番・・・・・委員、は
所要の為、欠席との連絡があっております。

農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立
しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第 1 4 条第 2 項の規定によ
り、議長が指名することになっており、・・番・・・・・委員、・・番・・・・・委員を指
名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から4番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から4番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・・の・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・さんです。畑2筆1,673平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は7,650平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕うん機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・・の・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・さんです。畑1筆920平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は7,749.91平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、コンバイン1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・の・・・・さん、譲受人は、・・の・・・・さんです。畑1筆1,036平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は6,263平方メートルで、農機具は、トラクター1台、動噴1台、管理機1台、草刈り機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、4番の譲渡人は、・・・・の・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・さんです。

田4筆3,032平方メートル及び畑1筆1,325平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は10,379.92平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、田植機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・・番・・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で5年の農作業暦があり、タマネギを作付し、通作距離は徒歩で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に２番について、・・・番　・・・　委員

現地調査員

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の２番について報告します。

２番の譲受人は、農家で４０年の農作業暦があります。

妻と子の３人で農業を営んでおり、水稻、イチゴを作付し、通作距離は自宅から３００メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に３番について、・・・番　・・・　委員

現地調査員

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の３番について報告します。

３番の譲受人は、農家で２４年の農作業暦があります。

父と２人で農業を営んでおり、ジャガイモ、カボチャを作付し、通作距離は徒歩で５分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に４番について、・・・番　・・・　委員

現地調査員

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の４番について報告します。

４番の譲受人は、農家で５４年の農作業暦があります。

妻、子供２人、子の夫の５人で農業を営んでおり、水稻、花を作付し、通作距離は車で５分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第１号議案の１番から４番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、１番から４番は許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から4番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん及び・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地400.16平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10％未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は宅地、西側は水路を挟んで農地となっております。

雨水は溜枥を経由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ流すとなっております、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がないので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第２号議案 農地法第５条の規定による許可申請の１番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第３号議案 非農地証明願いの１番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第３号議案 非農地証明願いの１番について説明します。

１番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地は昭和２５年月日不詳頃から小屋を建て、宅地として利用されておりましたが、現在は荒廃し雑草が繁茂しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第３号議案 非農地証明願いの１番について報告します。

１番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側及び南側は宅地、東側及び西側は里道を挟んで宅地となっております。

現地を見ますと、小屋は荒廃し利用されておらず、雑木が繁茂しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第３号議案の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第３号議案の１番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。
本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、
・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員の退場を求めま
す。

（・・・・・・委員、・・・・・・委員、・・・・・・委員 退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。
利用権設定については、議案集4ページから6ページに記載のとおりで
耕作権の新規設定 6件 20筆 15,402.00㎡
耕作権の再設定 8件 10筆 12,506.00㎡
合 計 14件 30筆 27,908.00㎡
です。
次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集7ページに記載のとおりで、
1件 3筆 2,405.00㎡です。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第４号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員の退場を求めます。

（・・・・・・委員、・・・・・・委員、・・・・・・委員 入場）

・・委員、・・委員、・・委員に関する案件も含め、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第１号、合意解約通知書について報告します。

議案集８ページに記載のとおりで、２件 ６筆 ５，７７４．００㎡の届けがありました。

次に、報告第２号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は９ページに記載のとおりで、１件 ５筆 ４，３５７．００㎡の届けがありました。

次に、報告第３号、農地改良等届出書について報告します。

議案集１０ページに記載のとおりで、２件 ２筆 １，６５９㎡．００の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

以上で第２３回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第２３回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後２時２１分